

令和5年8月10日

各位

倉吉信用金庫

営業地区の拡張について

このたび、当金庫の営業地区を県内全域へ拡大いたしました。令和5年7月21日付で定款変更をおこなっています。

今後とも地域金融機関として地域の発展に貢献し、お客様のお役に立てるよう、より一層のサービス向上に努めてまいりますので、宜しくお願いたします。

記

1. 営業地区について

(旧)	(新)
鳥取県倉吉市	鳥取県倉吉市
鳥取県東伯郡	鳥取県東伯郡
鳥取県西伯郡大山町(旧中山町に限る)	鳥取県 <u>西伯郡</u>
鳥取県鳥取市(旧八頭郡用瀬町・佐治村を除く)	鳥取県 <u>鳥取市</u>
鳥取県岩美郡	鳥取県岩美郡
鳥取県八頭郡八頭町(旧船岡町、旧郡家町に限る)	鳥取県 <u>八頭郡</u>
	<u>鳥取県米子市</u>
	<u>鳥取県境港市</u>
	<u>鳥取県日野郡</u>
岡山県真庭市蒜山(旧川上村、旧八束村、旧中和村に限る)	岡山県真庭市蒜山(旧川上村、旧八束村、旧中和村に限る)

※変更地区は下線表記